

「CS」は1日当たりの0.5gを連日投与する。
1日2回内服する。

備考
1 この表に掲げる抗結核薬の種類のうち、「TH」とはエチオナミド又はプロチオナミドを、「CS」とはイソフラクセリンをいう。
2 抗結核薬の投与薬は、この表に掲げる成人の基準投与量を参考とし、患者の年齢、体重等の条件を考慮して決定する。
3 この表に掲げる耐性判定薬剤濃度において結核菌が完全耐性を示す場合には、原則としてこの表に掲げる耐性判定薬剤の種類を変更する。ただし、「H」及び「CS」については、耐性検査の成績と治療効果とが必ずしも一致しないことに留意する。

○厚生省告示第114四三十七号

健康保険法の規定による療養に服する者の服用の量の算定方法（平成十一年三月三十一日厚生省告示第114四三十七号）の施行期日及び使用薬品の輸入規程（健康保険法）（平成十一年三月三十一日厚生省告示第114四三十七号）の施行期日及び使用薬品の輸入規程。

平成十一年十一月十九日

第29期

厚生大臣 長官 兼 事務次長

品名	用途	規格	単位	薬価
アクトス錠15	(あ)	15mg 1錠		119.20
アクトス錠30		30mg 1錠		221.20
アリセプト錠3mg		3mg 1錠		338.20
アリセプト錠5mg		5mg 1錠		518.70
アルギニン顆粒	(せ)	1g		51.60
セルセプトカプセル250		250mg 1カプセル		389.00
フロロムドリンシロップ小児用	(ま)	100mg 1g		192.60
ミオカーン内服液	(み)	33.3% 1mL		34.50
ミオチクター	(め)	1瓶1管1組		2,565
プロトビツク軟膏0.1%	(ふ)	0.1% 1g		165.60

○厚生省告示第114四三十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第114号）第七十条第一項の規定に基づき、食品添加物等の規格基準（昭和三十四年十二月厚生省告示第114四三十七号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から施行する。

平成十一年十一月二十二日

厚生大臣 長官 兼 事務次長

品名	規格	単位	薬価
「EPTC」	0.1ppm		
「ゲルホジネート」	0.20ppm		
「シフルトリン」	2.0ppm		
「ピチルタノール」	0.05ppm		
「フロピコナゾール」	1.0ppm		
「BHC(α-BHC, β-BHC, γ-BHC及びδ-BHCの総和をいふ。以下同じ。)」	0.2ppm		
「ゲルホジネート」	0.20ppm		
「シフルトリン」	2.0ppm		
「ピチルタノール」	0.1ppm		
「フロピコナゾール」	1.0ppm		
「BHC(α-BHC, β-BHC, γ-BHC及びδ-BHCの総和をいふ。以下同じ。)」	0.2ppm		
「ゲルホジネート」	0.20ppm		
「シフルトリン」	2.0ppm		
「ピチルタノール」	0.1ppm		
「フロピコナゾール」	1.0ppm		
「BHC(α-BHC, β-BHC, γ-BHC及びδ-BHCの総和をいふ。以下同じ。)」	0.2ppm		
「2, 4, 5-T」	不検出		
「イミノクタジン」	0.05ppm		
「キノキサオネート」	0.1ppm		
「ジカンパ」	0.05ppm		
「シメルマトリン」	1.0ppm		
「EPTC」	0.5ppm		
「ゲルホジネート」	0.20ppm		
「シフルトリン」	2.0ppm		
「ピチルタノール」	0.05ppm		
「フロピコナゾール」	1.0ppm		
「BHC(α-BHC, β-BHC, γ-BHC及びδ-BHCの総和をいふ。以下同じ。)」	0.2ppm		
「ゲルホジネート」	0.5ppm		
「シフルトリン」	0.20ppm		
「ピチルタノール」	0.1ppm		
「フロピコナゾール」	1.0ppm		
「BHC(α-BHC, β-BHC, γ-BHC及びδ-BHCの総和をいふ。以下同じ。)」	0.2ppm		
「2, 4, 5-T」	不検出		
「イミノクタジン」	0.05ppm		
「キノキサオネート」	1ppm		
「ジカンパ」	0.05ppm		
「シメルマトリン」	0.1ppm		

「ベンゼン・トルエン・クロロホルム・シクロヘキサゲルミニウム (500mg) 内径 8 ~ 9 mm のボリエチレン製のガラス管に、ベンゼン・トルエン・クロロホルム・シクロヘキサゲルミニウムを充てんしたものはこれを同等の分離特性を有するものを用いる。

「ベンチン・ニトロベンゼン・トリニトロベンゼン・テトラニトロベンゼン (1級) 内径 8 ~ 9 mm のボリエチレン製のガラス管に、ベンゼン・トルエン・クロロホルム・シクロヘキサゲルミニウムを充てんしたものはこれを同等の分離特性を有するものを用いる。

「無水クロロ酢酸 純度99%以上の試薬を用いる。
「無水トルオロ酢酸 純度99%以上の試薬を用いる。

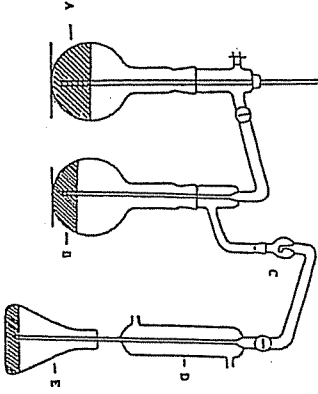
「メチルイソブチルケトン メチルイソブチルケトン (特級)
「メチルエチルケトン メチルエチルケトン (特級)
「メチルエチルケトン 純度99%以上の試薬を用いる。
「メチルエチルケトン 純度99%以上の試薬を用いる。

「モノエタノールアミン モノエタノールアミン (特級)
「モノエタノールアミン 天然のアルカリ金属トリウム又はアルカリ度類金属ケイ酸ナトリウム
ヨウ化カリウム・デンプン紙 ヨウ化カリウム・デンプン紙

「ヨウ化カリウム・デンプン紙 (3)から(104)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法」は「ヨウ化カリウム・デンプン紙 (104) までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法」に相当する。

1. 装置

アルカリ熱イオン化検出器又は高感度窒素・リン検出器付きガスクロマトグラフ及びガスクロマトグラフ・質量分析計並びに水蒸気蒸留装置を用いる。水蒸気蒸留装置はガラス製で、その概略は、次の図による。



- A: 1,000mlの丸底フラスコ (水蒸気発生用)
- B: 1,000mlの丸底フラスコ (蒸留用)
- C: 蒸留トラップ
- D: 冷却管
- E: 500mlの三角フラスコ

2. 試薬・試液
第1 食品の部D 各条の項の○ 穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶及びホップの2 穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶及びホップの成分規格の試験法の目的② 試薬・試液に示すものを用いる。

3. 標準品
モリネート 本品はモリネート99%以上を含む。沸点 本品の沸点は137° (減圧・1.33kPa) である。

4. 試験溶液の調製
検体を420µmの標準篩ふるいを通るように粉碎した後、その50.0gを1,000mlの丸底フラスコ (蒸留用) に盛り採り、水400ml及び精泡用シリコン数滴を加える。別に1,000ml

丸底フラスコ (水蒸気発生用) に水1,000mlを入れる。1,000mlの丸底フラスコ (蒸留用) を加熱しながら、1,000ml丸底フラスコ (水蒸気発生用) を加熱して、500mlの三角フラスコ中の留出液が200mlになるまで水蒸気蒸留する。蒸留が40分間で終了するように加熱強度を調節する。留出液を500mlの分液漏斗に移す。これに1mol/l塩酸1ml、塩化ナトリウム20g及びブーヘンキサン50mlを加え、振とう機を用いて5分間激しく振り混ぜた後、静置し、ブーヘンキサン層を300mlの三角フラスコに移す。水層にブーヘンキサン50mlを加え、上記と同様に操作して、ブーヘンキサン層を300mlの三角フラスコに合わせ、すり合わせ減圧凝縮器中に過す。ブーヘンキサン10mlを用いて300mlの三角フラスコを洗い、その洗液をその紙上の残留物を洗う操作を2回繰り返す。両洗液をその減圧凝縮器中に合わせ、ブーヘンキサン層を300mlの三角フラスコに移す。両洗液をその減圧凝縮器中に合わせ、ブーヘンキサンを除去する。この残留物にブーヘンキサンを加えて溶かし、正確に4mlとして、これを試験溶液とする。

5. 操作法

a 定性試験
次の操作条件で試験を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。

操作条件
ガラス管 内径0.53mm、長さ30mmのケイ酸ガラス製の細管に、ガスクロマトグラフ用5%フエニルメチルシリコンを1.5µmの厚さでコートインジしたもの。
ガラス管温度 180°で8分間保持し、その後毎分12°で昇温する。220°に到達後、7分間保持する。
試験溶液注入口温度 220°
検出器 230°で操作する。
ガス流量 キヤリヤーガスとしてヘリウムを用いる。モリネートが4~7分で流出する流速に調整する。空気及び水素の流量を至適条件に調整する。

b 定量試験
a 定性試験と同様の操作条件で得られた試験結果に基づき、ピーク高法又はピーク面積法により定量を行う。
c 確認試験
a 定性試験と同様の操作条件でガスクロマトグラフ・質量分析を行う。試験結果は標準品と一致しなければならない。また、必要に応じて、ピーク高法又はピーク面積法により定量を行う。

「ヨウ化カリウム・デンプン紙 (3)から(104)までに掲げる試験法と同等以上の性能を有すると認められる試験法」に相当する。

1. 装置

紫外分光光度型検出器付き高速液体クロマトグラフ及び液体クロマトグラフ・質量分析計を用いる。

2. 試薬・試液
第1 食品の部D 各条の項の○ 穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶及びホップの2 穀類、豆類、果実、野菜、種実類、茶及びホップの成分規格の試験法の目的② 試薬・試液に示すものを用いる。